

平成27年12月

お客さま各位

兵庫県信用組合

法人にかかる利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成25年度税制改正により、平成28年1月から法人にかかる利子割（預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止されます。

法人のお客さまにつきましては、平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息から地方税の特別徴収を行いませんのでお知らせいたします。

なお、個人のお客さまにつきましては、変更ございません。

税率

	平成27年12月31日お支払分まで	平成28年1月1日以降のお支払分
国税	15.315% (※)	15.315% (※)
地方税	5%	廃止

※上記国税には、復興特別所得税（0.315%）が含まれます。平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税が課され、源泉徴収いたします。

ご注意

- 平成27年12月28日時点における法令に基づきお知らせしています。
- お客さまの状況に応じた税務上の取扱等につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認ください。

以 上